福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

１　開催日時

令和４年７月１１日（月）午前１０時００分～午前１１時３０分

２　開催場所

福井県警察本部葵分庁舎　２階　第２会議室

３　出席者

(1)　委員　１９人

安彦智史委員、井上満枝委員、戎利光委員、小川晶裕委員、岸俊行委員、熊本絢子委員、近藤修委員、佐々木英江委員、島嵜正行委員、清水祥三委員、多田直子委員、中西美和子委員、西尾幸代委員、根岸輝尚委員、藤井真津美委員、本堂実玲委員、見谷智恵委員、山本裕一委員、吉田淳夫委員

（欠席　佐々木雅代委員）

(2)　幹事　３人

大岸和裕幹事、三崎光昭幹事（代理）、山﨑良成幹事

（欠席　松倉伸雄幹事）

(3)　事務局　５人

鹿取副部長（県民安全）、前川県民安全課長、ほか課員３人

４　会長および副会長の選出

委員の改選後、最初の福井県青少年愛護審議会（以下「審議会」という。）の開催に伴い、新たに委員互選による会長、副会長の選出を行い、会長に戎利光委員、副会長に中西美和子委員を選出した。

５　審議会の概要説明

事務局から、審議会の設置根拠、組織、任期、任務等の説明がなされた。

６　報告内容

有害図書等の緊急指定に係る報告（福井県青少年愛護条例第４８条第２項）

(1)　有害興行の指定に係る報告

事務局から、２月に有害興行として緊急指定した映画４作品、３月に有害興

行として緊急指定した映画３作品、４月に有害興行として緊急指定した映画２作品、５月に有害興行として緊急指定した映画３作品、６月に有害興行として緊急指定した映画４作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(2)　ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、１月に有害図書等として包括指定したビデオ等８０１作品、２月に有害図書等として包括指定したビデオ等９２１作品、３月に有害図書等として包括指定したビデオ等１，１３３作品、４月に有害図書等として包括指定したビデオ等９７４作品、５月に有害図書等として包括指定したビデオ等９０８作品、について、指定経緯および指定理由について報告がなされ、了承された。

７　審議内容

図書等の推奨・指定にかかる諮問（福井県青少年愛護条例第４８条第１項第２号）

(1)　優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書１０冊について、各委員に回覧するとともに事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、１０冊を推奨することが適当との意見を得た。また、新聞に表紙がカラーで掲載される１冊を決定した。

(2)　有害図書等の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた図書１０冊について、事務局から指定理由等を説明し、図書を各委員に回覧したところ、いずれも有害図書等として指定することが適当との意見を得た。

８　意見交換

○青少年のインターネット被害対策について

令和３年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果について、事務局から説明がなされた。

委員からの主な発言は以下のとおり。

・スマートフォンの所持率、インターネットの利用時間が伸びている中で、インターネット利用に関する家庭のルールの設定は学校の指導だけでなく保護者の協力が重要である。

・家庭でのインターネット使用時間が長くなっており、インターネット上での交

流が子どもたちの生活に入り込んできていると感じている。

・インターネットを利用するうえで何か問題が生じたら、分析や改善措置を講じる必要はあるが、インターネットの利用時間が伸びていること自体が問題であるかの判断は難しい。

・スマートフォンを利用することで、犯罪被害やゲーム依存、身元が明らかでない人とも繋がってしまうという面が心配である。

・子どもの家出事案において、ＳＮＳでの相談等から犯罪に遭遇する危険度が高まっている。犯罪に巻き込まれる前に予兆があれば警察等に相談をしてほしい。

・GIGA スクールが推進されており、県立高校ではタブレットを使用した授業を実施している。インターネットの使用時間が伸びているのは授業時間も含んでいるからだろう。インターネットの利用を制限するよりも安全な使用方法を指導していくことを検討している。

・既存のメディアは有害広告について自主的な規制を実施しているが、新たなメディアはそのような区分陳列がされていない。子どもたちが情報を取捨選択できるよう大人が諭していかなければならない。

・親世代もインターネットに依存している。家庭で子どもとのコミュニケーションをもっと図っていくべき。